浜松市中山間地域介護サービス利用支援事業費補助金（事業者への交通費補助）

1　背景：　中山間地域では、事業所と対象者の居所との移動距離が長いことや利用者が少数で地域的に散在している等、地理的条件によりサービス提供量が低下する恐れがある。

2　目的：　中山間地域（天竜区及び浜名区（旧北区）の一部）に居住する被保険者に、必要なサービスを確保し、利用を支援する。

3　内容：　中山間地域へのサービス提供を行う事業者に対して、交通費の補助を行う。
※１キロメートルあたり 37 円（片道 50 キロメートルまで）、46 円（水窪地区、佐久間地区【R8より】）

4　補助対象経費：
中山間地域介護サービス事業における、事業所と利用者の居所との距離（当該事業所と当該居所との間を移動するために通常使用する経路における片道の距離）が10キロメートル以上の移動に係る経費のうち、人件費、燃料費、消耗品費

※ 詳細は、『浜松市中山間地域介護サービス利用支援事業費補助金交付要綱』をご確認ください。